

バザー出店及びイベントにおける飲食物の提供施設に関する取扱い要綱

(目的)

第1条 この要綱は、食品衛生法（昭和22年法律第233号。以下「法」という。）第4条第7項に規定する営業に該当しないバザー出店に対する指導方針を定めるとともに、イベントにおいて飲食物の提供を行う施設の把握に努め、飲食に起因する危害の発生を防止することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱で、「バザー出店」とは、次の各号に規定するいずれかの行事に出店し、施設を設けて飲食の調理又は販売を行うものであって、業に該当しないものをいう。

一 出店地を所管する市町村、岐阜県、国又は住民団体等が自らの責任の下に主催・共催する公共的目的を有する行事

二 学校、社会福祉施設、企業等において開催される行事であり、次の要件をいずれも満たす行事
ア 出店者は行事の主催者又は関係者であること

イ 行事の参加者は、行事の主催者の関係者及び周辺住民等に限られること

三 その他無料で飲食物を提供し、営利を目的としない行事

2 この要綱で、「イベント」とは、飲食物の提供を伴う社会通念上一定規模以上の興行、祭典及び行事、並びにデパート、スーパー等の催事場において行う特別な催しものをいう。

3 この要綱で、「イベント等」とは、前二項に規定するバザー出店及びイベントをいう。

4 この要綱で、「露店等取扱要綱」とは、「露店営業、臨時営業及び短期営業並びに自動車による営業の取扱い要綱」（令和3年5月14日付け生衛第153号。「露店営業、臨時営業及び短期営業並びに自動車による営業の取扱い要綱」について）別添。）をいう。

5 「露店営業」、「短期営業」、「臨時営業」及び「自動車による営業」とは、露店等取扱要綱第2条各号に規定する営業をいう。

(イベント等の届出)

第3条 バザー出店を行う者又はイベント等の主催者は、当該イベント等において飲食物を提供しようとするときは、あらかじめ次の各号に規定する事項を記載したイベント等開催届（別紙様式）を当該イベント等の開催地を管轄する保健所長に提出し、必要な啓発及び助言を受けるものとする。

一 届出者の氏名並びに住所（法人にあっては、その名称、所在地及び代表者の氏名）及び電話番号

二 イベント等の名称、開催場所、目的及び期間

三 来場予定人数

2 前項のイベント等開催届には、次の各号に規定する書類を添付するものとする。

一 イベント等の概要が把握できるもの

二 出店施設の配置図

三 出店者氏名、屋号、責任者氏名及び電話番号、業種及び取扱食品等を記載した出店者一覧表

四 出店者の住所、氏名、責任者氏名、業種、出店期間、取扱食品、施設の図面及び前処理施設に関する書類

(バザー出店の啓発及び助言)

第4条 バザー出店を行う者への必要な啓発及び助言は、次の各号に規定する事項とする。

- 一 出店は三日以内であって、出店延べ期間は一年に概ね十日以内とすること。
- 二 飲食物の調理を行う施設等については、露店等取扱要綱第5条に規定する臨時営業の施設基準及び取扱食品を参考にすること。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年6月1日から施行する。